

# 羽生市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、ひとり親（配偶者のない者であって現に児童を監護しているものをいう。以下同じ。）等の養育費の取決めに関する公正証書等（強制執行認諾条項付きのものに限る。以下同じ。）の作成に係る費用を補助することにより、養育費の債務名義化を促進し、継続した養育費の確保を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定するものをいう。）に記録されている者かつ当該補助金の交付申請時において、母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳未満の者をいう。以下同じ。）を監護しているものをいう。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担していること。
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有していること。
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に監護していること。
- (4) 過去に羽生市養育費に関する公正証書等作成促進補助金又は他の市区町村から同様の補助金を受給していないこと。

## (補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象経費は、前条第1号の経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に規定する公証人手数料
- (2) 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代

(3) 戸籍謄本等の添付書類取得費用

(4) 連絡用の郵便代

2 補助金の額は、対象者が負担した前項各号に規定する費用のうち3万円を上限とする。

(申請等)

第4条 羽生市補助金等の交付手続等に関する規則（平成23年規則第1号。以下「規則」という。）第5条第1項の申請書の様式は、羽生市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 養育費の取決めに関する公正証書等の写し

(2) 児童扶養手当証書の写し

(3) 前条第1項各号に掲げる費用に係る領収書（申請者が負担したものに限る。）

3 市長は、前項第2号に掲げる書類の内容及び状況を公簿等により確認することができる場合は、この書類を省略することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、児童扶養手当を受給していない者は、ひとり親本人及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本の写し（以下「戸籍謄本等」という。）をもって同項第2号の書類に代えることができる。この場合において、当該ひとり親本人及び養育費の取決めの対象となる児童について確認が必要なときは、その世帯の状況を調査し、又は資料の提出を求めることができる。

5 第1項の申請書は、公正証書の作成日（令和4年4月1日以降に限る。）の翌日から起算して6か月以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

(交付決定通知書等の様式)

第5条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、羽生市養育費

に関する公正証書等作成促進補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

- 2 規則第8条第2項の規定による通知は、羽生市養育費に関する公正証書等作成促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げは、羽生市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による提出は、規則第8条第1項の交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（交付請求書の様式）

第7条 規則第17条第2項の交付請求書の様式は、羽生市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付請求書（様式第5号）のとおりとする。

- 2 前項の請求書には、振込先が分かる書類（通帳等）の写しを添付するものとする。

（決定の取消し等）

第8条 規則第18条第3項の規定により準用する規則第8条第1項の通知書の様式は、羽生市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定取消通知書（様式第6号）のとおりとする。

- 2 市長は、前項の通知書により補助金の交付の決定を取り消した者に対し、規則第19条第1項の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存）

第9条 規則第21条に規定する帳簿等は、当該交付事業の完了の日

の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。